

国立大学法人三重大学職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、本給（本給の調整額及び教職調整額を含む。）及び諸手当とする。

2 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、本府省業務調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び本府省業務調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿直手当は、その月の分を翌月17日（この項において、「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日、支給日が休日に当たるときは支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において、「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に定め労使協定が締結された事業場において、大学は給与の一部を控除して支払うことができる。

3 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(本給の決定)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表（一）（別表第1）
- (2) 一般職本給表（二）（別表第2）
- (3) 海事職本給表（一）（別表第3）
- (4) 海事職本給表（二）（別表第4）
- (5) 教育職本給表（一）（別表第5）
- (6) 教育職本給表（二）（別表第6）
- (7) 教育職本給表（三）（別表第7）
- (8) 医療職本給表（二）（別表第8）
- (9) 医療職本給表（三）（別表第9）
- (10) 指定職本給表（別表第10）

3 前項各号に掲げる本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 第1号の適用を受ける者 事務職員及び技術職員
- (2) 第2号の適用を受ける者 技能職員及び労務職員
- (3) 第3号の適用を受ける者 船員（海事教員）
- (4) 第4号の適用を受ける者 船員（海事職員）
- (5) 第5号の適用を受ける者 大学教員（海事教員を除く。）及び教務職員
- (6) 第6号の適用を受ける者 附属学校教員（附属特別支援学校教員に限る。）
- (7) 第7号の適用を受ける者 附属学校教員（附属特別支援学校教員を除く。）
- (8) 第8号の適用を受ける者 医療職員（医療技術職員）
- (9) 第9号の適用を受ける者 医療職員（看護職員）
- (10) 指定職本給表 学長が別に定めるもの

- 4 前項第3号に掲げる者については、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
- 5 第2項第1号から第9号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。
- 6 第2項第10号の本給表の適用を受ける職員の本給は、同表に掲げる本給のうち、その者の占める役職等に応じて別に定める号給の額とする。

(初任給)

第6条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合、その者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(降格)

第8条 就業規則第11条により降職したときは、下位の級に降格することができる。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして学長が別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて学長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 大学教員の昇給は、満63歳に達した日後の最初の4月1日を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第10条及び第11条 削除

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員並びに次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）には支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一） 9 級以上職員から一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一） 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一） 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一） 9 級以上職員から一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、又は死亡した日、一般職（一） 9 級以上職員以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9 級以上職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 8 級職員等が一般職（一） 8 級職員等及び一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一） 9 級以上職員以外のものが一般職（一） 9 級以上職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一） 8 級職員等及び一般職（一） 9 級以上職員以外のものが一般職（一） 8 級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（管理職手当）

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 管理職手当の月額、別に定める適用職種に応じた額とする。

3 前項に定める適用職種に該当する職員は、第21条から第22条までの規定は適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定による月額には、労働基準法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

5 前各項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（地域手当）

第14条 地域手当は本学に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、本給、扶養手当、管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（広域異動手当）

第14条の2 職員が勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等において、当該異動につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離及び住居と勤務箇所との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該採用等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項に定めるもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額

12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であ

る職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあつては、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度とする。

- (2) 前項第2号に掲げる職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数（日に満たない端数は切り上げる。）が5日未満の職員にあつては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員にあつては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超える時は55,000円を限度とする。）とする。

3 勤務箇所を異にする異動（人事交流による出向の場合を含む。）により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（異動の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、交流職員等のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 勤務箇所を異にする異動（人事交流による出向の場合を含む。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生

活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 交流職員等が、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特地勤務手当）

第19条 生活の著しく不便な地に所在する生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林及び同附帯施設水産実験所（以下「特地勤務箇所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の8を超えない範囲内で別に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第20条 職員が、特地勤務箇所に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合（移転前の住居から通勤することが容易の場合を除く。）、当該職員には、当該異動の日から3年以内の期間、本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第21条 就業規則第47条に規定する正規の勤務時間（週休日における勤務を含む。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて行った勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に前項の規定に定める割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 国立大学法人三重大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務1時間当たりの超過勤務手当は、第1項の規定にかかわらず、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（1） 第1項第1号に規定する勤務 100分の100（7時間45分を超える勤務は100

分の125)

(2) 正規の勤務時間が割り振られていない日(勤務時間規程第10条及び第12条に規定する週休日を除く。)の勤務 100分の100(7時間45分を超える勤務は100分の125)

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 前3項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

第22条 国立大学法人三重大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第11条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員(休日に当然勤務することになっている交替制勤務職員を含む。)には、正規の勤務時間中に勤務した全期間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。なお、交替制勤務職員で休日が勤務時間規程第10条の規定に基づく週休日に重なったときは、休日の直後の勤務日等(直後の勤務日等が、休日に当たるときはその日の直後の勤務日等)に支給する。

2 前項における「休日」には、これらの日に準ずるものとして学長が指定する日を含むものとする。

3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜勤手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額(教職調整額を除く。)並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を155(育児短時間勤務職員にあっては、155に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間数を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た数)で除して得た額とする。

(宿直手当)

第25条 勤務時間規程第20条に規定する宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次の各号に定める区分により支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場、同附帯施設演習林及び同附帯施設水産実験所における宿直勤務 5,700円

(2) 医療職員の宿直勤務 5,900円

(3) 医師の宿直勤務 20,000円

2 前項の勤務は第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

(本給の調整額)

第26条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

第27条 初任給調整手当は、教育職本給表(一)の適用を受ける職員の職で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものには月額55,500円を、採用の日から35年の期間、採用の日(採用後別に定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第28条 本学の教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する附属学校教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、別表第11に掲げる額とする。

- 3 幼稚園に勤務する附属学校教員にあつては、別表第11に掲げる額の2分の1の額とする。

- 4 第1項において、「附属学校教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

- 5 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

- 6 義務教育等教員特別手当は、第38条の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

- 7 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

(本府省業務調整手当)

第28条の2 本府省業務調整手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員が文部科学省関係機関職員研修において文部科学省での業務に従事する場合、当該職員に支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合(業務上の傷病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する通勤をいう。))による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。))は、その月の本府省業務調整手当は、支給しない。

- 2 前項の手当額は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める額とする。

(1) 一般職本給表1級の適用を受ける職員 6,300円

(2) 一般職本給表2級の適用を受ける職員 7,700円

(教職調整額)

第29条 本学の教育学部附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する附属学校教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 前項において、「附属学校教員」とは、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

- 3 教職調整額は、教育職本給表(二)、教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額を支給する。

- 4 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定その他法令の規定により減額された場合においても減額されないものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。

これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。))についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

- 1 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(次表(2)に定める職員にあつては、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表(3)に定める職員にあつては、その額に本給月額に同表の管理職手当の適用職種又は、指定職本給表適用職員にあつては職種に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を基礎として、次表(1)に定める期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(4)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 期別支給割合

基準日	期別支給割合			
	一般の職員	特定幹部職員	指定職本給表の適用を受ける職員	大学教員のうち63歳に達した日以後の最初の4月1日以降に当該基準日を迎える者
6月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の62.5	100分の77.5
12月1日	100分の137.5	100分の117.5	100分の77.5	100分の87.5

* 特定幹部職員は、(3)①及び②の適用を受ける職員をいう。

(2) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算率
一般職(一)	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 海事職本給表適用者

本給表	職員	加算率
海事職(一)	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
海事職(二)	5級・4級	100分の5

3) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算率
教育職(一)	5級の職員	100分の15 (別に定める職員にあっては100分の20)
	4級及び3級の職員	100分の10 (4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級・1級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職(二)	4級の職員	100分の15
	3級の職員	100分の10
教育職(三)	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5 (別に定める職員にあっては100分の10)

4) 医職本給表適用者

本給表	職員	加算率
医療職(二)	6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級・2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(三)	6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級・2級の職員 (別に定める職員に限る。)	100分の5

5) 指定職本給表適用者

本 給 表	職 員	加 算 率
指定職	指定職本給表の適用を受ける職員	100分の20

(3) 管理職の地位にある職員の本給月額に加算率

1) 一般職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の適用職種	加 算 率
一般職（一）7級以上	部長	100分の15

2) 教育職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の適用職種	加 算 率
教育職（一）5級	医学系研究科長， 工学研究科長， 生物資源学研究科長， 副学長	100分の25
	人文学部長，教育学部長， 地域イノベーション学研究 科長，教養教育機構長	100分の15

3) 医療職本給表適用者

職 務 の 級	管理職手当の適用職種	加 算 率
医療職（三）6級	看護部長	100分の10

4) 指定職本給表適用者

職 種	加 算 率
医学部附属病院長	100分の25

(4) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、人事交流により引き続き職員となった場合にその者が人事交流の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 職員が基準日前1箇月以内に、人事交流により引き続き他の機関の職員となるため退職し、当該機関が職員としての在職期間を通算する場合
- (2) 職員が基準日に刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合
- (3) 職員が基準日に出勤停止を命ぜられている場合
- (4) 第二号及び第三号において「基準日」を「基準日1月以内」と読み替えて当該各号を適用した場合

5 第3項及び第4項第1号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行

為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第2項第2号の表に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（同項第3号の表に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第32条及び第33条 削除

(休職者の給与)

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この項において「本給等」という。）の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が休職（前3項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、就業規則第15条第1項第3号から第6号まで、第8号又は第9号による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第8号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項第7号に規定する期間については、給与を支給しない。

6 休職をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児休業等の給与)

第35条 育児休業規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより号給を調整することができる。

(4) 職員が部分休業（育児休業規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 職員が育児短時間勤務をしている期間における次に掲げる給与の月額、それぞれこの規程において定められた額、又はこの規程の定めるところにより算出した額（以下この条において「定められた額等」という。）に算出率を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の支給額は、定められた額等を用いて算定した額とする。

イ 本給

ロ 管理職手当

ハ 初任給調整手当

ニ 義務教育等教員特別手当

(6) 職員が育児短時間勤務をしている期間における地域手当の支給額は、前号の規定による給与の月額を用いて算定した額とする。

(7) 前各号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業取得者の給与）

第36条 国立大学法人三重大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより号給を調整することができる。

(4) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(5) 前各号に規定するもののほか、介護休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（満63歳に達した日後の大学教員の給与の特例）

第36条の2 大学教員が満63歳に達したときは、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以降、当該職員の本給の月額は、本給に100分の73を乗じて得た額に相当する額とする。

2 前項に該当する大学教員に係る地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、前項の規定による本給相当額を基礎として算定した額とする。

3 第1項に該当する大学教員の第30条第2項（1）の適用について、「特定幹部職員」の欄に該当する場合にあっては「大学教員のうち63歳に達した日以後の最初の4月1日以降に当該基準日を迎える者」の欄を適用するものとする。

（給与の減額）

第37条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第24条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額並びに地域手当及び広域異動手当に対応する額を、次に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給並びに地域手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給並びに地域手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

4 給与の減額を行う給与期間にあっては、次の各号に該当する場合について、その給与期間の本給並びに本給に対する地域手当及び広域異動手当の額を零とする。

(1) 休日のない給与期間にあって、欠勤、部分休業又は介護部分休業により勤務すべき全時間を勤務しなかった場合

(2) 本給から減額すべき金額が、その減額すべき給与期間における本給の額より大であるか、

又はこれに等しい場合

- 5 前各項に規定するもののほか、給与の減額に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の半減)

第38条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）

若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(日割計算)

第39条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者（第35条第5号及び第6号の規定により給与の月額に変更を生じた育児短時間勤務職員を含む。）には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間規程第10条及び第12条の規定に基づく週休日（育児短時間勤務職員にあつては、正規の勤務時間を割り振られていない日数）を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前各項の規定は、第13条に規定する管理職手当、第14条に規定する地域手当及び第14条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第40条 第21条から第23条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第35条から第37条までに規定する勤務1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第41条 この規程により計算した確定金額に円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(本給表)

- 2 国立大学法人法附則第4条の規定により、職員となった者（以下「承継職員」という。）がこの規程の施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、別に辞令を発せられない限り、行政職俸給表については一般職本給表、海事職俸給表については海事職本給表、教育職俸給表については教育職本給表、医療職俸給表については医療職本給表、指定職俸給表については指定職本給表とし、それぞれ適用する。

(本給月額)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎として本給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところに準じて、昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第17条の7の適用を受けていた職員のうち、受給期間が3年を経過しない者については、第13条の規定にかかわらず3年を経過する日又は、平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、現に受ける支給割合に下表に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

3年を経過する日が平成17年3月31日までの者		100分の100
3年を経過する日が	平成17年3月31日まで	100分の100
平成17年4月1日以降の者	平成17年4月1日以降	100分の80

（扶養手当等）

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

（休職者の給与）

- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の適用を受けていた職員の施行日における第34条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

（育児休業等の給与）

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第37条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月9日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は学長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、第1条の規定による改正前の国立大学法人三重大学職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、第1号及

び次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（学長が別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(1) 前項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(2) 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第10の適用を受けていた職員の号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

4 施行日の前日において国立大学法人三重大学職員給与規程別表第1から別表第9までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における号給又は本給月額は、別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 前4項の規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、第1条の規定による改正前の国立大学法人三重大学職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に99.1%（指定職本給表適用者にあっては98.94%、また、平成24年4月1日改正後新たに対象となった職員にあっては99.34%）の率を乗じて得た額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額の相当する額（平成22年12月1日改正の国立大学法人三重大学職員給与規程附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

(1) 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（この項各号列記以外の部分（以下「本項」という。）に規定する職員を除く。）について、本項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、本項の規定に準じて、本給を支給する。

(2) 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して本項及び前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、本項及び前項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給月額）

8 前項の規定による本給を支給される職員に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第26条、第29条、第30条、第31条中「本給月額」とあるのは「本給月額と前項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成19年1月1日までの間の読替）

9 国立大学法人三重大学職員給与規程第9条の規定による昇給をさせる場合の号給数は、同規程第9条第2項及び第3項に定める号給数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員にあっては昇給しない。

附則別表第1

職務の級の切替表

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級

	4級	3級
	5級	
	6級	
	7級	
	8級	
	9級	
	10級	
	11級	
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	
	6級	

附則別表第2(附則第3項関係)

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

(1) 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8

	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		

	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							

32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

(2) 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67

	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

(3) 海事職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1
	12月以上	13	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4
	12月以上	17	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8
	12月以上	21	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12
	12月以上	25	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16
	12月以上	29	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20
	12月以上	33	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	24
	12月以上	37	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28
	12月以上	41	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	41	37	29

	3月以上6月未満	42	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	32
	12月以上	45	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	36
	12月以上	49	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	40
	12月以上	53	53	53	49	41
15	3月未満	53	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	44
	12月以上	57	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	48
	12月以上	61	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	52
	12月以上	65	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	56
	12月以上	69	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	69	65	57
	3月以上6月未満	69	69	70	66	58
	6月以上9月未満	69	69	71	67	59
	9月以上12月未満	69	69	72	68	60
	12月以上	69	69	73	69	61
20	3月未満			73	69	61
	3月以上6月未満			74	70	62
	6月以上9月未満			75	71	63
	9月以上12月未満			76	72	64
	12月以上			77	73	65
21	3月未満			77	73	65
	3月以上6月未満			78	74	66
	6月以上9月未満			79	75	67
	9月以上12月未満			80	76	68
	12月以上			81	77	69
22	3月未満			81	77	69
	3月以上6月未満			82	78	70
	6月以上9月未満			83	79	71
	9月以上12月未満			84	80	72
	12月以上			85	81	73
23	3月未満			85	81	73
	3月以上6月未満			86	82	73
	6月以上9月未満			87	83	73
	9月以上12月未満			88	84	73

	12月以上			89	85	73
24	3月未満			89	85	
	3月以上6月未満			90	86	
	6月以上9月未満			91	87	
	9月以上12月未満			92	88	
	12月以上			93	89	
25	3月未満			93	89	
	3月以上6月未満			94	89	
	6月以上9月未満			95	89	
	9月以上12月未満			96	89	
	12月以上			97	89	
26	3月未満			97		
	3月以上6月未満			98		
	6月以上9月未満			99		
	9月以上12月未満			100		
	12月以上			101		
27	3月未満			101		
	3月以上6月未満			101		
	6月以上9月未満			101		
	9月以上12月未満			101		
	12月以上			101		
28	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
29	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
30	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
31	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
32	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
33	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
34	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
35	3月未満					
	3月以上6月未満					

	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
36	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
37	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
38	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					

(4) 海事職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1
	12月以上	13	9	9	5	1
5	3月未満	13	9	9	5	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4
	12月以上	17	13	13	9	5
6	3月未満	17	13	13	9	5
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8
	12月以上	21	17	17	13	9
7	3月未満	21	17	17	13	9
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10
	6月以上9月未満	23	19	19	15	11
	9月以上12月未満	24	20	20	16	12
	12月以上	25	21	21	17	13
8	3月未満	25	21	21	17	13
	3月以上6月未満	26	22	22	18	14

	6月以上9月未満	27	23	23	19	15
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16
	12月以上	29	25	25	21	17
9	3月未満	29	25	25	21	17
	3月以上6月未満	30	26	26	22	18
	6月以上9月未満	31	27	27	23	19
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20
	12月以上	33	29	29	25	21
10	3月未満	33	29	29	25	21
	3月以上6月未満	34	30	30	26	22
	6月以上9月未満	35	31	31	27	23
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24
	12月以上	37	33	33	29	25
11	3月未満	37	33	33	29	25
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26
	6月以上9月未満	39	35	35	31	27
	9月以上12月未満	40	36	36	32	28
	12月以上	41	37	37	33	29
12	3月未満	41	37	37	33	29
	3月以上6月未満	42	38	38	34	30
	6月以上9月未満	43	39	39	35	31
	9月以上12月未満	44	40	40	36	32
	12月以上	45	41	41	37	33
13	3月未満	45	41	41	37	33
	3月以上6月未満	46	42	42	38	34
	6月以上9月未満	47	43	43	39	35
	9月以上12月未満	48	44	44	40	36
	12月以上	49	45	45	41	37
14	3月未満	49	45	45	41	37
	3月以上6月未満	50	46	46	42	38
	6月以上9月未満	51	47	47	43	39
	9月以上12月未満	52	48	48	44	40
	12月以上	53	49	49	45	41
15	3月未満	53	49	49	45	41
	3月以上6月未満	54	50	50	46	42
	6月以上9月未満	55	51	51	47	43
	9月以上12月未満	56	52	52	48	44
	12月以上	57	53	53	49	45
16	3月未満	57	53	53	49	45
	3月以上6月未満	58	54	54	50	46
	6月以上9月未満	59	55	55	51	47
	9月以上12月未満	60	56	56	52	48
	12月以上	61	57	57	53	49
17	3月未満	61	57	57	53	49
	3月以上6月未満	62	58	58	54	50
	6月以上9月未満	63	59	59	55	51
	9月以上12月未満	64	60	60	56	52
	12月以上	65	61	61	57	53
18	3月未満	65	61	61	57	53
	3月以上6月未満	66	62	62	58	54
	6月以上9月未満	67	63	63	59	55
	9月以上12月未満	68	64	64	60	56
	12月以上	69	65	65	61	57
19	3月未満	69	65	65	61	57
	3月以上6月未満	70	66	66	62	58
	6月以上9月未満	71	67	67	63	59
	9月以上12月未満	72	68	68	64	60
	12月以上	73	69	69	65	61

20	3月未満	73	69	69	65	61
	3月以上6月未満	74	70	70	66	62
	6月以上9月未満	75	71	71	67	63
	9月以上12月未満	76	72	72	68	64
	12月以上	77	73	73	69	65
21	3月未満	77	73	73	69	65
	3月以上6月未満	78	74	74	70	66
	6月以上9月未満	79	75	75	71	67
	9月以上12月未満	80	76	76	72	68
	12月以上	81	77	77	73	69
22	3月未満	81	77	77	73	69
	3月以上6月未満	82	78	78	74	70
	6月以上9月未満	83	79	79	75	71
	9月以上12月未満	84	80	80	76	72
	12月以上	85	81	81	77	73
23	3月未満	85	81	81	77	73
	3月以上6月未満	85	82	82	78	74
	6月以上9月未満	85	83	83	79	75
	9月以上12月未満	85	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77
24	3月未満		85	85	81	77
	3月以上6月未満		86	86	82	78
	6月以上9月未満		87	87	83	79
	9月以上12月未満		88	88	84	80
	12月以上		89	89	85	81
25	3月未満		89	89	85	81
	3月以上6月未満		90	90	86	82
	6月以上9月未満		91	91	87	83
	9月以上12月未満		92	92	88	84
	12月以上		93	93	89	85
26	3月未満		93	93	89	85
	3月以上6月未満		94	94	90	86
	6月以上9月未満		95	95	91	87
	9月以上12月未満		96	96	92	88
	12月以上		97	97	93	89
27	3月未満		97	97	93	89
	3月以上6月未満		98	98	94	89
	6月以上9月未満		99	99	95	89
	9月以上12月未満		100	100	96	89
	12月以上		101	101	97	89
28	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
29	3月未満		105	105	101	
	3月以上6月未満		105	106	102	
	6月以上9月未満		105	107	103	
	9月以上12月未満		105	108	104	
	12月以上		105	109	105	
30	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
31	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		

	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		
32	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
33	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
34	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
35	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
36	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
37	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					
38	3月未満					
	3月以上6月未満					
	6月以上9月未満					
	9月以上12月未満					
	12月以上					

(5) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1

	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41

16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		

	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

(6) 教育職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25

	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	

	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			

	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

(7) 教育職本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2

	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	

18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		

	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

(8) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1

	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37

16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				

	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

(9) 医療職本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11

	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	

	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				

	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表(附則第3項関係)

(1) 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧号給	経過期間\旧級	9級	10級
1	3月未満	1	1

	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4

	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4(附則第3項関係)

指定職本給表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日までの間においては、第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

この規程は、平成19年12月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(本府省業務調整手当の平成21年度までの支給額)
- 第28条の2第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間においては次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める額とする。
 - 一般職本給表1級の適用を受ける職員 1,800円
 - 一般職本給表2級の適用を受ける職員 2,200円

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程施行の際、現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の規程第35号第3号中の育児休業をした期間の換算する率の適用については、施行日前の期間については、2分の1とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 55歳を超える職員の本給月額等の減額支給等については、平成30年3月31日までの間、次の各号に定める額を支給する。
 - (1) 55歳を超える職員（下表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が下表の職務の級欄に掲げる職務の級であるもの）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後で当該職員の本給月額から当該本給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減じた額
 - (2) 前号の適用を受ける職員に対する地域手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）の支給に当たっては、その者の地域手当等の月額から、前号により減ずる額に相当する額に地域手当等の支給割合を乗じて得た額を減じた額
 - (3) 第1号の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する管理職手当、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与等の支給に当たっては、第1号及び前号に準じて得られた額

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	6級から10級
教育職本給表（一）	5級
教育職本給表（二）	4級
教育職本給表（三）	4級
医療職本給表（二）	6級
医療職本給表（三）	6級

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き、結核性疾患による病気休暇により勤務しない職員にあっては、本給の半減までの期間を1年とする。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（昭和43年4月2日以降に生まれた職員）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号給は、この条の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整）
- 2 平成24年4月1日において30歳以上36歳未満の職員（昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第9条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において30歳に満たない職員（昭和57年4月2日以後に生まれた職員）にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定の状況及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（昭和44年4月2日以降に生まれた職員）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号給の決定の状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 3 平成27年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日改正の国立大学法人三重大学職員給与規程附則第2項の規定により給与を減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。

- 6 前三項の規定による本給を支給される職員に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第26条、第29条、第30条及び第31条の規定の適用については、各条中「本給月額」とあるのは「本給月額と前三項の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における国立大学法人三重大学職員給与規程第17条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 8 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 9 施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動（人事交流による出向の場合を含む。）した場合等における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する国立大学法人三重大学職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中

「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成２８年３月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。ただし、施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）には適用しない。

(給与の支給等の特例)

- 2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成２９年１月１日から施行する。施行日に在職していない職員（本学への復帰を前提に他機関に人事交流中の者を除く。）を除き、平成２８年４月１日から適用する。

(給与の支給等の特例)

- 2 適用日から施行日の前日までの間に、改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合等については、学長の定めるところにより、必要な調整等を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

(平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 施行日から平成３０年３月３１日までの間は、改正後の規程第１２条第１項ただし書（指定職本給表の適用を受ける職員に係る規定を除く。）及び第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、同条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下「一般職（一）８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、第５項中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）９級以上職員から一般職（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（一般職（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」(3) 扶養親族た

る子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第1項ただし書（指定職本給表の適用を受ける職員に係る規定を除く。）及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係る

ものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）９級以上職員以外の職員から一般職（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号または第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- ４ 平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の規程第１２条第１項ただし書（指定職本給表の適用を受ける職員に係る規定を除く。）並びに第７項第３号及び第５号の規定は適用せず、同条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８级以上」と、「一般職（一）８級職員等」とあるのは「一般職（一）８级以上職員等」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、第５項中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職（一）９級以上職員から一般職（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（一般職（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び一般職（一）９級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第６項中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）９級以上職員から一般職（一）９級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）９級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）９級以上職員以外の職員から一般職（一）９級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）９級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般職（一）９級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般職（一）８級職員等が一般職（一）８級職員等及び一般職（一）９級以上職員」とあるのは「一般職（一）８級以上職員等が一般職（一）８級以上職員等」と、同項第６号中「一般職（一）８級職員等及び一般職（一）９級以上職員」とあるのは「一般職（一）８級以上職員等」と、「が一般職（一）８級職員等」とあるのは「が一般職（一）８級以上職員等」とする。

別表第1
一般職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額	7級 本給月額	8級 本給月額	9級 本給月額	10級 本給月額
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
124		303,100								
125		303,400								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員を除く。

別表第2

一般職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600

一般職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		

一般職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

備考 この表は、自動車運転手、ボイラー技士、守衛等の業務に従事する職員に適用する。

別表第3

海事職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600
37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800
41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800

海事職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
70			368,600	421,200	448,800
71			369,000	421,800	449,100
72			369,300	422,400	449,300
73			369,800	422,900	449,500
74			370,000	423,500	
75			370,500	424,000	
76			371,000	424,600	
77			371,400	425,100	
78			371,900	425,700	
79			372,400	426,400	
80			372,900	427,000	
81			373,400	427,300	
82			373,800	427,900	
83			374,300	428,600	
84			374,800	429,200	
85			375,200	429,600	
86			375,700	430,100	
87			376,100	430,800	
88			376,600	431,500	
89			377,100	431,700	
90			377,600		
91			378,100		
92			378,600		
93			378,900		
94			379,300		
95			379,800		
96			380,200		
97			380,700		
98			381,000		
99			381,500		
100			381,900		
101			382,500		

備考 この表は、附属練習船勢水丸に乗り組む船長、航海士、機関長等に適用する。

別表第4

海事職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600
2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000
3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400
4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800
5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100
6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400
7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700
8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000
9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400
10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600
11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700
12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900
13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000
14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000
15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800
16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800
17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700
18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700
19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500
20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200
21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100
22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900
23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000
24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000
25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700
26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500
27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300
28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100
29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000
30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900
31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700
32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300
33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200
34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100
35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000
36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800
37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600
38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500
39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400
40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300
41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900
42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800
43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600
44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400
45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300
46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100
47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900
48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700
49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300
50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800
51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400
52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000
53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400
54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000
55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600
56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200

海事職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500
58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100
59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700
60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300
61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500
62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900
63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200
64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700
65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900
66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300
67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700
68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100
69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600
70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000
71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400
72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900
73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500
74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000
75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500
76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900
77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200
78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600
79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000
80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,400
81	249,900	288,600	323,500	332,500	348,800
82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,100
83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,500
84	251,000	290,300	324,500	333,600	349,900
85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,300
86		291,000	325,000	334,200	350,700
87		291,400	325,200	334,600	351,100
88		291,800	325,500	335,000	351,500
89		292,000	325,800	335,200	351,900
90		292,400	326,100	335,500	
91		292,800	326,300	335,800	
92		293,100	326,600	336,200	
93		293,300	326,800	336,600	
94		293,700	327,000	336,800	
95		294,100	327,400	337,100	
96		294,500	327,800	337,400	
97		294,700	328,000	337,700	
98		294,900	328,300	338,000	
99		295,100	328,700	338,300	
100		295,400	329,100	338,600	
101		295,800	329,200	338,800	
102		296,100	329,400	339,100	
103		296,300	329,600	339,400	
104		296,500	329,900	339,700	
105		296,800	330,200	339,900	
106			330,500	340,300	
107			330,700	340,500	
108			331,000	340,700	
109			331,300	341,000	
110			331,600		
111			331,900		
112			332,200		
113			332,400		

海事職本給表(二)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額

備考 この表は、附属練習船勢水丸に乗り組む職員(海事職本給表(一)の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第5
教育職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900
22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400

教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300
82	295,000	349,000	414,800	451,000	
83	295,900	350,000	415,100	451,300	
84	296,800	351,000	415,500	451,900	
85	297,500	351,600	415,800	452,300	
86	298,300	352,200	416,200	452,700	
87	299,100	352,800	416,600	453,100	
88	300,000	353,400	417,000	453,400	
89	300,600	354,000	417,300	453,700	
90	301,200	354,400	417,700	454,100	
91	301,900	354,800	418,100	454,500	
92	302,500	355,300	418,400	454,800	
93	303,200	355,800	418,700	455,100	
94	303,800	356,200	419,100	455,500	
95	304,400	356,700	419,400	455,800	
96	305,000	357,200	419,700	456,100	
97	305,700	357,800	420,000	456,400	
98	306,300	358,300	420,400	456,800	
99	306,900	358,700	420,700	457,100	
100	307,500	359,200	421,000	457,400	
101	307,900	359,600	421,300	457,700	
102	308,200	360,100	421,700		
103	308,500	360,400	422,000		
104	308,900	360,900	422,300		
105	309,200	361,400	422,600		
106	309,600	361,800	423,000		
107	309,900	362,300	423,300		
108	310,200	362,800	423,600		
109	310,600	363,200	423,900		
110	310,900	363,700	424,200		
111	311,300	364,200	424,500		

教育職本給表(一)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額
112	311,700	364,600	424,800		
113	312,000	365,000	425,100		
114	312,400	365,400	425,400		
115	312,700	365,900	425,700		
116	313,000	366,300	426,000		
117	313,200	366,700	426,200		
118	313,500	367,100			
119	313,900	367,600			
120	314,300	368,000			
121	314,500	368,300			
122	314,800	368,700			
123	315,200	369,200			
124	315,600	369,500			
125	315,800	369,900			
126	316,000	370,400			
127	316,300	370,900			
128	316,700	371,300			
129	316,900	371,700			
130	317,200	372,200			
131	317,600	372,700			
132	317,800	373,200			
133	318,000	373,700			
134	318,300	374,200			
135	318,700	374,700			
136	318,900	375,200			
137	319,000	375,700			
138	319,200	376,200			
139	319,500	376,700			
140	319,800	377,200			
141	320,200	377,700			
142	320,500				
143	320,800				
144	321,100				
145	321,500				
146	321,800				
147	322,000				
148	322,300				
149	322,700				
150	323,000				
151	323,300				
152	323,500				
153	323,800				
154	324,100				
155	324,400				
156	324,700				
157	324,900				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員に適用する。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。

別表第6
教育職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
1	155,200	199,500	328,200	416,100
2	156,700	201,200	330,400	417,900
3	158,200	202,900	332,700	419,700
4	159,700	204,600	334,800	421,400
5	161,400	206,400	337,100	422,900
6	163,300	208,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	341,600	426,300
8	166,900	211,400	343,900	428,200
9	168,700	213,200	345,800	430,000
10	170,800	215,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	350,100	433,700
12	174,800	218,900	352,200	435,500
13	176,800	220,600	354,300	437,200
14	179,000	222,600	356,300	439,100
15	181,200	224,600	358,300	440,900
16	183,400	226,600	360,300	442,800
17	185,700	228,500	362,100	444,500
18	188,300	231,200	364,000	446,300
19	190,800	233,900	366,000	448,100
20	193,300	236,600	368,000	449,900
21	195,800	239,200	369,700	451,500
22	197,500	242,000	371,600	453,200
23	199,200	244,600	373,500	455,100
24	200,900	247,300	375,400	456,800
25	202,400	249,800	376,800	458,500
26	204,100	252,300	378,600	460,100
27	205,800	254,800	380,400	461,700
28	207,400	257,100	382,300	463,200
29	208,900	259,800	384,200	464,700
30	210,600	262,200	386,100	466,000
31	212,300	264,400	388,000	467,300
32	214,000	266,600	390,000	468,600
33	215,600	268,800	391,700	469,800
34	217,400	271,000	393,400	470,500
35	219,200	273,200	395,000	471,200
36	221,000	275,200	396,800	471,900
37	222,600	277,500	398,000	472,500
38	224,400	279,500	399,500	
39	226,200	281,400	400,900	
40	228,000	283,400	402,300	
41	229,700	285,200	404,000	
42	231,400	287,600	405,400	
43	233,000	289,900	406,700	
44	234,600	292,400	408,200	
45	236,200	294,500	409,800	
46	237,600	297,000	411,100	
47	238,900	299,300	412,600	
48	240,100	302,000	414,200	
49	241,600	304,400	415,900	
50	243,100	306,800	417,300	
51	244,300	309,300	418,900	
52	245,800	311,600	420,400	
53	247,000	313,900	422,100	
54	248,200	316,100	423,600	
55	249,600	318,200	425,200	

教育職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
56	250,700	320,400	426,800	
57	252,000	322,600	428,300	
58	253,100	324,700	429,800	
59	254,200	326,900	431,000	
60	255,400	328,900	432,200	
61	256,700	331,000	433,400	
62	258,000	333,100	434,700	
63	259,400	335,300	436,000	
64	260,600	337,500	437,200	
65	261,900	339,400	438,400	
66	263,400	341,600	439,600	
67	264,900	343,700	440,800	
68	266,600	345,900	442,000	
69	268,100	347,800	443,200	
70	269,500	349,700	444,400	
71	270,900	351,800	445,600	
72	272,300	353,800	446,800	
73	273,400	355,500	447,900	
74	274,800	357,400	448,500	
75	276,200	359,200	449,000	
76	277,400	361,100	449,500	
77	278,800	363,000	450,000	
78	280,000	364,700		
79	281,200	366,400		
80	282,400	368,000		
81	283,500	369,500		
82	284,700	371,000		
83	285,900	372,500		
84	287,100	373,900		
85	288,300	375,000		
86	289,400	376,400		
87	290,500	377,800		
88	291,700	379,100		
89	292,900	380,400		
90	294,000	381,700		
91	295,200	382,900		
92	296,400	384,200		
93	297,100	385,500		
94	298,100	386,600		
95	299,200	387,900		
96	300,400	389,100		
97	301,400	390,500		
98	302,500	391,500		
99	303,500	392,600		
100	304,600	393,600		
101	305,500	394,500		
102	306,600	395,500		
103	307,700	396,600		
104	308,700	397,700		
105	309,300	398,400		
106	310,200	399,300		
107	311,000	400,200		
108	311,800	401,100		
109	312,700	401,900		
110	313,100	402,800		
111	313,500	403,600		

教育職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,000		
114	315,000	405,700		
115	315,500	406,400		
116	316,000	407,100		
117	316,600	407,700		
118	317,100	408,200		
119	317,500	408,600		
120	318,000	409,000		
121	318,500	409,400		
122	318,900	409,700		
123	319,400	410,000		
124	319,900	410,200		
125	320,500	410,400		
126	320,800	410,700		
127	321,100	411,000		
128	321,400	411,200		
129	321,600	411,400		
130	321,900	411,700		
131	322,200	412,000		
132	322,500	412,200		
133	322,700	412,400		
134	322,900	412,700		
135	323,100	413,000		
136	323,400	413,200		
137	323,700	413,400		
138	323,900	413,700		
139	324,200	414,000		
140	324,500	414,200		
141	324,700	414,400		
142	324,900	414,700		
143	325,200	415,000		
144	325,400	415,200		
145	325,700	415,400		
146	325,900			
147	326,200			
148	326,500			
149	326,700			
150	326,900			
151	327,200			
152	327,500			
153	327,700			
備考(一)	この表は、附属特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。			
(二)	この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。			

別表第7
教育職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	171,100	289,000	405,900
2	156,700	173,200	291,600	407,400
3	158,200	175,300	294,500	408,900
4	159,700	177,500	297,000	410,400
5	161,400	179,500	299,500	411,800
6	163,300	181,700	301,900	413,200
7	165,100	183,900	304,200	414,700
8	166,900	186,100	306,600	416,300
9	168,700	188,400	309,000	417,700
10	170,800	191,200	311,600	419,100
11	172,800	193,900	314,300	420,500
12	174,800	196,600	317,200	421,800
13	176,800	199,500	319,700	423,100
14	179,000	201,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	323,700	425,900
16	183,400	204,600	326,000	427,300
17	185,700	206,400	328,200	428,500
18	188,300	208,100	330,400	429,800
19	190,800	209,800	332,700	431,000
20	193,300	211,400	334,800	432,300
21	195,800	213,200	337,100	433,400
22	197,500	215,100	339,300	434,600
23	199,200	217,000	341,600	435,900
24	200,900	218,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	345,800	438,500
26	204,000	222,600	347,600	439,700
27	205,600	224,600	349,500	440,700
28	207,100	226,600	351,400	441,800
29	208,800	228,500	353,200	443,000
30	210,500	231,200	355,000	443,800
31	212,200	233,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	358,600	445,500
33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	
51	243,900	281,400	388,000	
52	245,100	283,400	389,400	
53	246,200	285,200	390,600	
54	247,600	287,600	391,900	
55	248,800	289,900	393,000	

教育職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
56	250,000	292,400	394,100	
57	251,200	294,500	395,500	
58	252,400	297,000	396,700	
59	253,500	299,300	397,900	
60	254,700	302,000	399,200	
61	256,100	304,400	400,400	
62	257,300	306,800	401,400	
63	258,500	309,300	402,800	
64	259,400	311,600	404,100	
65	260,400	313,900	405,300	
66	261,800	316,100	406,400	
67	263,200	318,200	407,600	
68	264,700	320,400	408,700	
69	266,300	322,600	409,700	
70	267,800	324,700	410,900	
71	269,300	326,900	412,100	
72	270,700	328,900	413,300	
73	271,800	331,000	413,900	
74	273,000	333,100	414,700	
75	274,300	335,300	415,400	
76	275,500	337,500	415,900	
77	276,900	339,300	416,200	
78	278,000	341,200	416,600	
79	279,200	343,100	417,000	
80	280,400	344,900	417,400	
81	281,600	346,700	417,700	
82	282,500	348,500	418,100	
83	283,700	350,100	418,500	
84	284,900	351,900	418,800	
85	285,900	353,200	419,100	
86	286,800	354,800	419,500	
87	287,700	356,300	419,900	
88	288,700	357,800	420,200	
89	289,800	359,200	420,500	
90	290,700	360,500	420,800	
91	291,600	361,900	421,100	
92	292,500	363,300	421,300	
93	292,900	364,800	421,500	
94	293,600	366,100		
95	294,300	367,400		
96	295,100	368,600		
97	295,900	369,600		
98	296,700	370,600		
99	297,500	371,600		
100	298,200	372,600		
101	299,100	373,500		
102	299,600	374,500		
103	300,100	375,500		
104	300,600	376,500		
105	300,800	377,300		
106	301,200	378,200		
107	301,500	379,100		
108	301,700	380,100		
109	301,900	380,900		
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		

教育職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		
141		400,500		
142		400,800		
143		401,100		
144		401,400		
145		401,600		
146		401,900		
147		402,200		
148		402,400		
149		402,600		
150		402,900		
151		403,200		
152		403,400		
153		403,600		
154		403,900		
155		404,200		
156		404,400		
157		404,600		

備考 (一) この表は、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園に勤務する教育職員に適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第8

医療職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900

医療職本給表(二)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		
104		293,400	330,200	352,000		
105		293,700	330,300	352,500		
106			330,600			
107			331,000			
108			331,200			
109			331,400			
110			331,800			
111			332,200			
112			332,600			
113			332,800			

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等に適用する。

別表第9

医療職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200

医療職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		
110	291,800	322,700	354,900	373,500		
111	292,000	323,000	355,400	374,000		

医療職本給表(三)

級 号給	1級 本給月額	2級 本給月額	3級 本給月額	4級 本給月額	5級 本給月額	6級 本給月額
112	292,400	323,300	355,900	374,500		
113	292,700	323,700	356,400	375,100		
114	292,900	324,100	356,900			
115	293,300	324,500	357,400			
116	293,600	324,800	357,800			
117	293,900	325,000	358,200			
118	294,200	325,300	358,600			
119	294,500	325,700	359,100			
120	294,900	325,900	359,600			
121	295,200	326,100	360,000			
122	295,600	326,400	360,500			
123	295,900	326,700	361,000			
124	296,300	327,000	361,500			
125	296,500	327,200	361,800			
126	296,700	327,500				
127	297,000	327,900				
128	297,400	328,100				
129	297,600	328,200				
130	297,900	328,500				
131	298,300	328,900				
132	298,700	329,100				
133	298,900	329,400				
134	299,200	329,800				
135	299,600	330,200				
136	299,900	330,600				
137	300,100	330,900				
138	300,400	331,300				
139	300,800	331,700				
140	301,100	332,100				
141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				
147	303,100	334,600				
148	303,500	335,000				
149	303,700	335,300				
150	303,900	335,700				
151	304,200	336,100				
152	304,500	336,500				
153	304,900	336,800				
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					

医療職本給表(三)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
168	309,400					
169	309,800					

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第10

指定職本給表

号給	本給月額
1	516,000
2	574,000
3	635,000
4	706,000
5	761,000
6	818,000
7	895,000
8	965,000
9	1,035,000

備考 この表は、別に定める者について適用する。

別表第11

イ 教育職本給表(二)

職務の級 号	1級	2級	3級	4級	
1	5, 000	6, 300	12, 800	17, 100	
2					
3					
4					
5	5, 200	6, 600	13, 200	17, 500	
6					
7					
8					
9	5, 400	7, 000	13, 600	17, 900	
10					
11					
12					
13	5, 600	7, 300	14, 000	18, 300	
14					
15					
16					
17	5, 900	7, 600	14, 400	18, 700	
18					
19					
20					
21	6, 200	7, 900	14, 800	19, 000	
22					
23					
24					
25	6, 500	8, 300	15, 100	19, 400	
26					
27					
28					
29	6, 800	8, 900	15, 500	19, 600	
30					
31					
32					
33	7, 100	9, 300	15, 900	19, 900	
34					
35					
36					
37	7, 400	9, 700	16, 300	20, 200	
38					
39					
40					
41	7, 700	10, 500	16, 700		
42					
43					
44					

45	8, 000	10, 900	17, 100
46			
47			
48			
49	8, 300	11, 300	17, 400
50			
51			
52			
53	8, 600	12, 100	17, 700
54			
55			
56			
57	8, 800	12, 500	18, 000
58			
59			
60			
61	9, 100	12, 900	18, 300
62			
63			
64			
65	9, 400	13, 300	18, 500
66			
67			
68			
69	9, 700	13, 700	18, 700
70			
71			
72			
73	9, 900	14, 000	18, 900
74			
75			
76			
77	10, 200	14, 400	19, 100
78			
79			
80			
81	10, 400	14, 700	
82			
83			
84			
85	10, 600	15, 000	
86			
87			
88			
89	10, 800	15, 400	
90			
91			
92			

93	11, 000	15, 700
94		
95		
96		
97	11, 200	16, 000
98		
99		
100		
101	11, 400	16, 300
102		
103		
104		
105	11, 500	16, 500
106		
107		
108		
109	11, 600	16, 800
110		
111		
112		
113	11, 700	17, 000
114		
115		
116		
117	11, 900	17, 200
118		
119		
120		
121	12, 000	17, 400
122		
123		
124		
125	12, 100	17, 600
126		
127		
128		
129	12, 300	17, 700
130		
131		
132		
133	12, 400	17, 800
134		
135		
136		
137	12, 500	17, 900
138		
139		
140		

141	12, 600			
142				
143				
144				
145	12, 800	18, 000		
146				
147				
148				
149	12, 900			
150				
151				
152				
153	13, 000			

ロ 教育職本給表(三)

職務の級 号	1級	2級	3級	4級
1	5,000	5,400	10,700	17,100
2				
3				
4				
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6				
7				
8				
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10				
11				
12				
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14				
15				
16				
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18				
19				
20				
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22				
23				
24				
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26				
27				
28				
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30				
31				
32				

33				
34				
35	7, 100	7, 900	14, 400	19, 900
36				
37				20, 200
38	7, 400	8, 300	14, 800	
39				
40				
41				
42	7, 700	8, 900	15, 100	
43				
44				
45				
46	8, 000	9, 300	15, 500	
47				
48				
49				
50	8, 300	9, 700	15, 900	
51				
52				
53				
54	8, 600	10, 500	16, 300	
55				
56				
57				
58	8, 800	10, 900	16, 700	
59				
60				
61				
62	9, 100	11, 300	17, 100	
63				
64				
65				
66	9, 400	12, 100	17, 400	
67				
68				
69				
70	9, 700	12, 500	17, 700	
71				
72				
73				
74	9, 900	12, 900	18, 000	
75				
76				
77				
78	10, 200	13, 300	18, 300	
79				
80				

81	10, 400	13, 700	18, 500
82			
83			
84			
85	10, 600	14, 000	18, 700
86			
87			
88			
89	10, 800	14, 400	18, 900
90			
91			
92			
93	11, 000	14, 700	19, 100
94			
95			
96			
97	11, 200	15, 000	
98			
99			
100			
101	11, 400	15, 400	
102			
103			
104			
105	11, 500	15, 700	
106			
107			
108			
109	11, 600	16, 000	
110			
111			
112			
113	11, 700	16, 300	
114			
115			
116			
117	11, 900	16, 500	
118			
119			
120			
121	12, 000	16, 800	
122			
123			
124			
125	12, 100	17, 000	
126			
127			
128			

129			
130			
131	17,200		
132			
133			
134	17,400		
135			
136			
137			
138	17,600		
139			
140			
141			
142	17,700		
143			
144			
145			
146	17,800		
147			
148			
149			
150			
151			
152	17,900		
153			
154			
155			
156			
157	18,000		